

## 令和6年度 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 議事要旨

日時：令和7年3月7日（金）10:00～12:00

場所：神戸市総合教育センター701号室

### 1. 開会

- ・本市の体罰防止対策について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的としている。

### 2. 委員紹介

### 3. 委員長あいさつ

- ・過去に他府県で起こった高等学校の部活動での体罰事案があつて本委員会が立ち上がったと認識しているが、時代と共に、課題が変わっていることから、様々な意見をいただきたい

### 4. 報告事項

#### ○本市における体罰の状況について（事務局）

〔協議〕

- ・言葉による暴力についても、程度によっては暴言として捉え、指導を行っているが、本グラフの体罰には含まれていない。

#### ○体罰根絶に向けた本市の取組について（事務局）

- ・各キャリアステージに応じた研修を実施している。
- ・実際に体罰があつた場合には、監理室と連携し、学校において研修を実施している。
- ・令和8年度に中学校部活動を終了し、コベカツを開始するが、今後、動画教材を作成し、全スタッフ対象に研修を実施していくこととしている。多くの方に見ていただけるよう、ウェブ視聴とする。
- ・コベカツでの体罰の責任は実施主体となるが、当面は、神戸市教育委員会事務局が相談窓口になる。
- ・部活動中に、体罰とまでは至っていないが、厳しい言葉による指導の報告はあるため、今後も、学校の教職員への研修を継続するとともに、コベカツの指導者等に対しても、研修等を検討していく。

〔協議〕

- ・部活動が終了しコベカツになると、教員以外の指導者が多くなるが、動画視聴での効果を高めるため、理解度テストを実施するなどして、確認できるようにしていく。責任については、あくまで団体で責任をもってもらふことと考えている。
- ・外部の指導者が体罰問題を起こしたとき、実施主体が責任を取ることとなっているが、当面、教育委員会がどの程度関わるのか検討していく。
- ・コベカツクラブの指導者名も含めて公表することとし、研修についても、体罰・ハラスメントや中学生の指導に関するものを扱う予定である。
- ・コベカツの実施団体は、神戸市から委託するものではないため、基本的には、コベカツクラブのあり方に対する方針を守って活動していただく前提としている。

### 5. 協議

#### ○研修のあり方について

- ・処分事案に係る特別研修を実施しているが、処分を受けるに至るまで、自己認識と合っていないことが大きな課題である。まずは、自己を振り返ることに多くの時間をかける。粘り強く自己を振り返り、自己認識と、一般常識とのずれを把握する。加えて、コミュニケーションスキルの未熟さ等を理解させる。アンガーマネジメントに加え、アサーショントレーニングにも力を入れている。これは、処分

を受けた教員だけでなく、悉皆研修を実施している。

- ・個別のケースを紹介する必要はないが、神戸市が再発防止のために取り組んでいる研修については、オープンにすることで、神戸市への信頼感が高まるのではないだろうか。
- ・学校現場で困っているのは、不適切な発言によって子供たちを傷つけてしまうこと。不適切な発言についても研修を取り入れていくべきである。
- ・コベカツを実施するにあたって、人間関係のトラブルもあると想定される。いじめについては、世間のいじめの認識と、いじめ防止対策推進法が示すいじめの定義が異なっている。そのため、双方向のいじめという捉え方がなく、けんかとして放置される可能性もある。一般の指導者に対しても、いじめ防止対策推進法の周知が必要ではないか。
- ・教職員が体罰をすることが話題の中心となっているが、教職員が体罰の被害になることもある。保護者から教職員が暴言等を受けることもある。教職員のストレス耐性も付けなくてはならない。ストレスがなくなることはないが、教職員のストレス耐性を付ける研修も必要ではないか。
- ・有形力を伴う体罰については、事務局の努力もあり減少していると感じている。今後は、言葉によるものが課題となるのではないか。教員の不適切な発言も目に付く。今後、教職員の暴言がいじめ問題を悪化させることもあるため、暴言や不適切指導の理解を深める研修を行っていく必要がある。また、配慮が必要な児童生徒への無理解な発言等を減少させることで、子供も含めた現場のストレスが減るのではないだろうか。
- ・組織としてのチェック機能の構築と組織の状態を確認する体制が必要ではないか。特に、コベカツでは、学校のように管理職を含めた体制がなくなる。コベカツになった際に、どのように体制を作るかを検討することも重要だと考える。

#### ○外部の窓口の設置について

- ・外部の委員を参画させる等の取組が、神戸市の信頼度を上げることに繋がるのではないか。
- ・コベカツでトラブルが起こった場合、団体と保護者が話をすることになるだろうが、当事者同士の話であれば、まとまらない可能性がある。外部の中立的な機関の介入は有効であるため、外部相談窓口は必要である。
- ・チェック機能を考えたとき、子供や保護者から定期的なアンケートを取ることは有効ではあるが、アンケートによって、指導者が委縮してしまうことも考えられる。特に、若い指導者は、アンケートによって委縮し、本来の力を発揮できなくなる点も留意する必要がある。実施する場合、アンケートの実施主体が誰になるのかも含め、検討しなければならない。
- ・体罰を一時的な現象と捉えるのではなく、児童生徒の人生を左右する人権問題であると捉えていく。体罰ではなく暴力であり、人権問題であると理解していく。

#### 6. 委員長総括

- ・研修に関しては、広く考えていかなければいけない。
- ・外部も含め、チェック機能は必要であるが、教員が委縮せず、教員にとってもプラスになるようなものにする必要がある。
- ・検討委員会での協議を生かし、今後の神戸市の取組を充実させてほしい。

#### 7. 事務連絡

#### 8. 閉会

## 令和6年度 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会

日時 令和7年3月7日(金) 10:00～  
場所 神戸市総合教育センター 701号室

### 議事次第

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 委員長あいさつ
- 4 報 告
  - ・本市における体罰の状況について
  - ・体罰根絶に向けた本市の取組について
- 5 協 議
  - ・本市における現状と取組について
  - ・今後の課題について 等
- 6 委員長総括
- 7 事務連絡
- 8 閉 会

### 資 料

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ・神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 委員名簿   | P1  |
| ・ 座席表                        | P2  |
| ・神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 開催要綱等  | P3  |
| ・神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 傍聴要領   | P6  |
| ・本市における体罰に係る処分状況のまとめ         | P8  |
| ・令和6年度 体罰根絶に向けた取組            | P9  |
| ・部活動指導関連資料                   | P11 |
| ・安全な部活動のための研修会 資料 (案内文のみ)    | P16 |
| ・コンプライアンスに関する動画研修 資料 (案内文のみ) | P17 |
| ・学校法務専門官による研修 資料 (案内文のみ)     | P18 |
| ・こうべっ子悩み相談ちらし                | P19 |
| ・ひょうごっ子 SNS 悩み相談ちらし          | P20 |
| ・体罰等根絶のためのチェックシート            | P21 |
| ・開催要綱新旧対照表                   | P22 |
| ・傍聴要領新旧対照表                   | P24 |

令和6年度 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 委員名簿

		役 職	名 前
1	委員長	学識経験者 スポーツ指導者	鷗木千加子
2	委員	学識経験者	黒木幸敏
3	委員	学識経験者	長岡雅美
4	委員	弁護士	中嶋展也
5	委員	スクールカウンセラー(臨床心理士) スーパーバイザー	井上序子
6	委員	神戸市小学校健全育成委員校長	若浦英和
7	委員	神戸市中学校生徒指導対策委員長校長	北井元庸
8	委員	神戸市高等学校生徒指導委員長校長	森田哲司
9	委員	神戸市立特別支援学校長会会長	福島勝
10	委員	神戸市立中学校PTA連合会	宮澤清志

〈事務局出席者〉

11	事務局	学校教育部部长(児童生徒担当)	小菅康生
12	事務局	児童生徒課長	安田慎
13	事務局	児童生徒課課長(政策担当)	埴岡正義
14	事務局	児童生徒課課長(生徒育成担当)	今北広敦
15	事務局	児童生徒課課長(児童育成担当)	向井昌博
16	事務局	教職員人事課課長(学校園サービス総括担当)	麻生浩之
17	事務局	教職員研修所課長(研修育成担当)	中根晴美
18	事務局	教職員研修所教育相談室長	細川博史

令和6年度 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 座席表  
(会場:総合教育センター701号室)

鳩木 千加子 委員長

黒木 幸敏 委員

中嶋 展也 委員

宮澤 清志 委員

松村 唯史 委員

\*代理出席

長岡 雅美 委員

井上 序子 委員

若浦 英和 委員

森田 哲司 委員

\*福島勝委員は欠席

# 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱

平成25年5月31日  
教育長 決定

## (趣旨)

第1条 本市の体罰防止対策について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

## (委員)

第2条 検討委員会に参加する委員は、教育長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 弁護士

(3) スクールカウンセラー

(4) スポーツ指導者

(5) 神戸市立小学校校長会・神戸市立中学校校長会・神戸市立高等学校校長会・神戸市立特別支援学校校長会

(6) 神戸市立小学校PTA連合会・神戸市立中学校PTA連合会・神戸市立高等学校PTA連合会

2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、12名程度とする。

3 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その翌年度の末日までとする。

4 (5)、(6)に定める委員については、代表者に変更があった場合は、改めて委員を委嘱するとともにその任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長の指名等)

第3条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。

2 委員長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

## (検討委員会の開催)

第4条 検討委員会の開催は隔年開催とする。

2 委員長は体罰に関して臨時的検討委員会を開催する必要がある時は、検討委員会を所管する部長に検討会の開催を要請できる。

## (検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。

(2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 検討委員会の傍聴に関しては必要な事項は、教育長が別に定める。

## (施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、検討委員会を所管する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日より施行する。

附 則（平成27年7月1日一部改正）

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則（平成29年3月30日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則（令和3年3月30日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則（令和5年4月1日一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

# 神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会施行細目

平成 25 年 5 月 31 日  
指 導 部 長

(趣旨)

第 1 条 この細目は、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱（以下「要綱」という。）第 5 条に基づき、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代理出席)

第 2 条 要綱第 2 条に定める委員は、やむを得ない事情がある場合は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(欠席)

第 3 条 委員は、招集を受けた場合において、事故等のために出席できないときは、あらかじめその旨を検討委員会を所管する部長に申し出なければならない。

(委員以外の出席)

第 4 条 検討委員会を所管する部長が、必要であると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、または説明させることができる。

この施行細目は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。

この施行細目は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この施行細目は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この施行細目は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 傍聴要領

平成25年5月31日  
教 育 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱第4条第2項の規定に基づき、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 検討委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章（様式第1号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴は、会議の当日、所定の時間及び場所で、傍聴整理簿（様式第2号）に住所、名前及び電話番号等を記入することにより受け付ける。所定の時間に定員を超えない場合は、受け付けた者に傍聴章を交付する。所定の時間に定員を超えた場合は、受け付けた者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて検討委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて検討委員会を傍聴する者の定員は20人以内とする。

2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 検討委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、検討委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 検討委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、検討委員会を所管する部長

の許可を得たときは、この限りではない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、検討会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、検討委員会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に検討委員会を所管する部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、検討委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局職員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則 (平成25年5月31日決裁)

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日決裁)

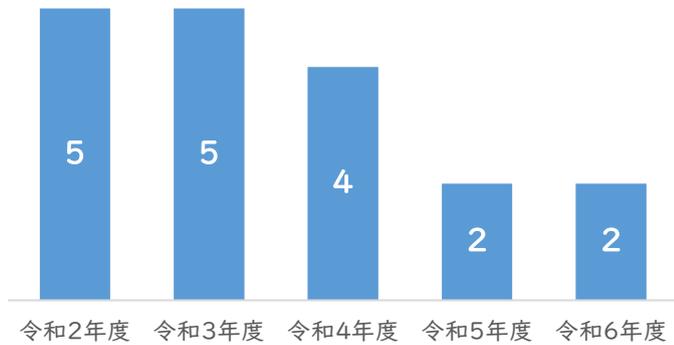
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日決裁)

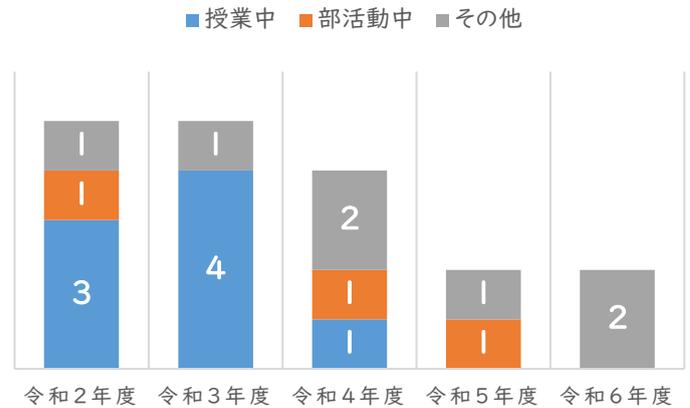
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

# 本市における体罰に係る処分状況のまとめ (令和2年度～令和6年度)

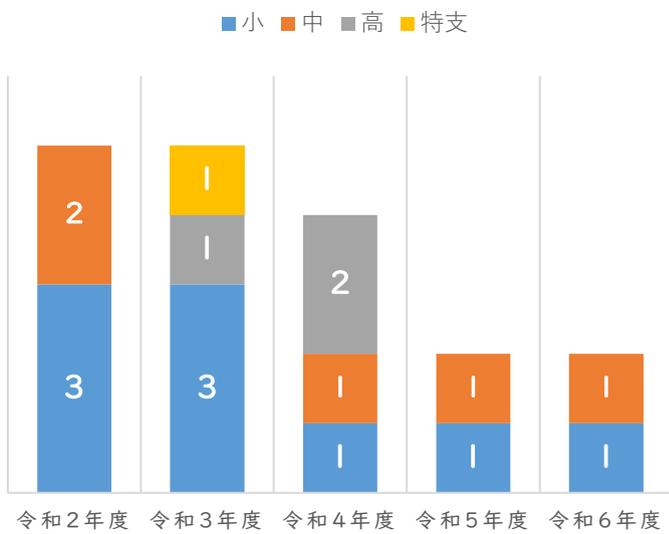
### 体罰処分件数



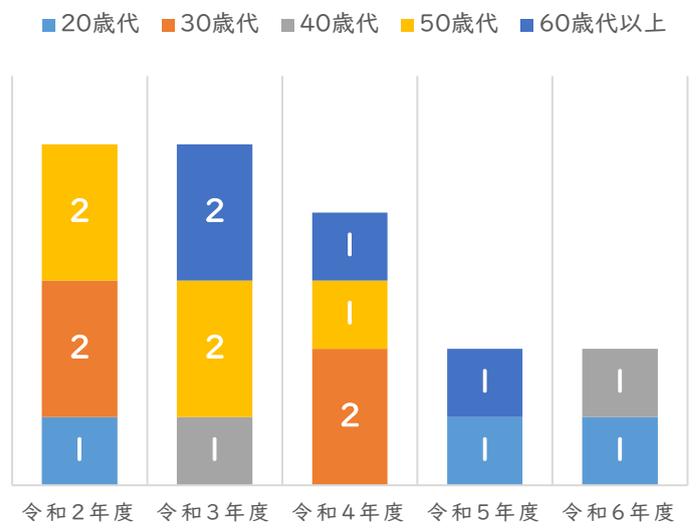
### 事故発生時の時間



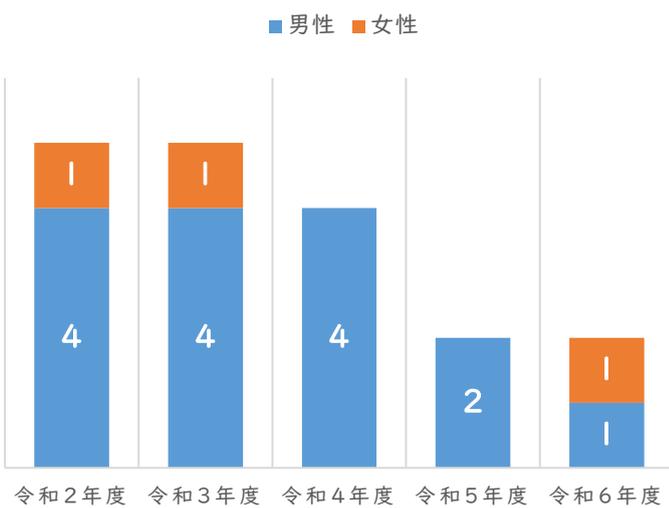
### 校種別発生数の推移



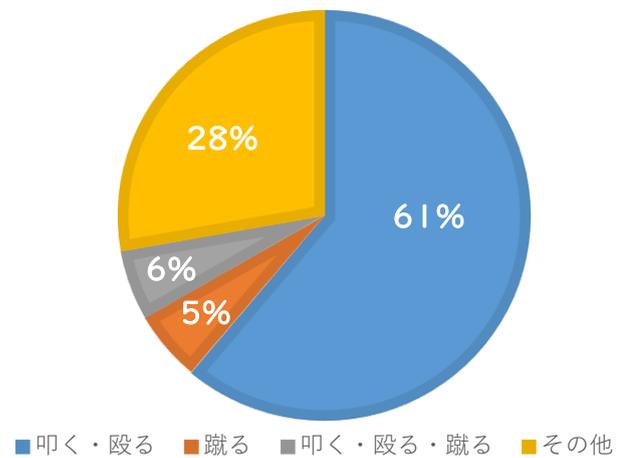
### 年齢別発生件数の推移



### 男女別発生件数の推移



### 態様別発生件数の割合



## 令和6年度 体罰根絶に向けた取組

### I 体罰根絶に係る各種研修の実施

#### <教職員研修所（研修育成係・学級経営支援係）>

経験別・課題別の各研修において、生徒指導の意義と役割について確認し、体罰の根絶について周知徹底する。

- 臨時講師研修
- 初任者研修（共通研修）（選択研修）
- 経験者研修
  - ・8年目・16年目研修
  - ・アドバンス研修
- 管理職研修
- 学校教育相談（申込制の職員研修）
- ハラスメント防止研修
- 指導改善研修

#### <児童生徒課>

- 地区会【小学校・中学校生徒指導担当教諭対象】（学期に1回開催）
- ブロック会【中学校生徒指導担当教諭対象】（月1回開催）
- 校長会【各校種で開催】（月1回開催）
- 中学校体育連盟総会（5/8 神戸生田中）
- 中学校体育世話係会（5/15 KEC）
- フレッシュ教員研修 中・高・特支教員（5/15・5/22 KEC）
- 8年目研修 中・高・特支教員
- 安全な部活動講習会【部活動顧問対象】
  - \*令和6年度より、動画視聴による研修に変更
- 部活動指導員講習会【部活動指導員対象】
  - \*令和6年度より、動画視聴による研修に変更
- こうべジュニアスポーツリーダー講習会  
部活動顧問・部活代表生徒・部活動指導員  
(8/5・6 神戸女子大学ポートアイランドキャンパス)
- 各種目別指導者講習会 各種目の部活動顧問（各種目で開催 4月～5月）

## <監理室>

令和6年度…テーマ別訪問研修を令和5年度未実施校及び希望校に実施、2か年で全校に研修を行う予定。

テーマ別研修内容：

- ①保護者対応・不当要求 ②体罰・不適切な指導 ③著作権
- ④学校事故 ⑤ハラスメント ⑥いじめ 6つのテーマから1つ

令和5年度…令和2年度から2年たち、改めて教育公務員として遵守すべき「コンプライアンス」について動画研修とテーマ別訪問研修を実施。

動画内容：「コンプライアンス全般に関する動画研修」

令和4年度…「不当要求・クレーム対応」をテーマとして、事例を元に対処方法や未然防止のためのポイント等について全校で研修を実施。

令和3年度…他都市でも発生した実際の事例を参考にした訪問研修（学校法務専門官と地区統括官が学校を訪問して行う研修）を実施。

令和2年度…教育公務員として遵守すべきコンプライアンスの周知徹底を図るために、弁護士資格を有する学校法務専門官による教職員向け研修を実施。

\*上記に加えて8年目研修において中堅教員資質向上研修を実施

## 2 各種会合における周知徹底

### ○校種別校長会

自校の研修に生かせるように、体罰の根絶と合わせて体罰に至らないための指導のあり方について、校内研修を全教職員対象に実施している。

### ○各地区別生徒指導連絡協議会、生徒指導ブロック会等

各校での状況を確認するとともに、暴言の禁止、体罰の根絶、適切な指導法等を周知徹底している。

## 3 相談窓口の周知徹底

### ○いじめ・体罰・子ども安全ホットライン・ひょうごっ子 SNS 悩み相談の設置

事務局児童生徒課から、チラシ・ポスターを配布し、児童生徒・保護者・地域に周知する。令和4年度からは、児童生徒により分かりやすくするために、新しいこっぺっ子悩み相談の案内を作成・配布している。

また、各校の学校だよりやホームページ等で早期の相談等についての周知を行い、保護者へは連絡ツール「すぐーる」で直接周知している。

### ○お困りごとポストの設置

学校のことや教育全般に関するお困りごとを、各校に設置している「手紙版」や教育委員会ホームページからも投稿できるように設置している。

# 2026年 中学校部活動は「KOBE◆KATSU」へ

やりたいことに、きっと出会える



# KOBE◆KATSU



神戸市教育委員会

## 「部活動」から「地域クラブ活動」へ



### ●部活動を取り巻く状況

子供たちの健やかな成長に大きな役割を果たしてきた部活動ですが、生徒数の減少等によるやむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、今後子供たちの活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されます。また、これまで教員が自身の時間を削り、わずかな手当だけで支えてきましたが、全国的に教員不足が深刻化する中で、部活動の仕組みは限界に近づいています。



### ●「コベカツ」への移行

神戸市では、部活動が果たしてきた役割を踏まえ、時代の変化に対応し、将来に渡って子供たちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、2026年に部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する

#### 「神戸の地域クラブ活動」

= 「KOBE◆KATSU(コベカツ)」

を開始します。

## 「コベカツ」とは



### 「コベカツ」コンセプト

- 校区を越えて子供たち自身が「やりたいこと」を選んで活動します。
- 部活動になかった新種目や気軽に取り組める活動などニーズに合った活動の場を提供します。
- 子供たちが活動の主役となり、大人の価値観を押し付けません。

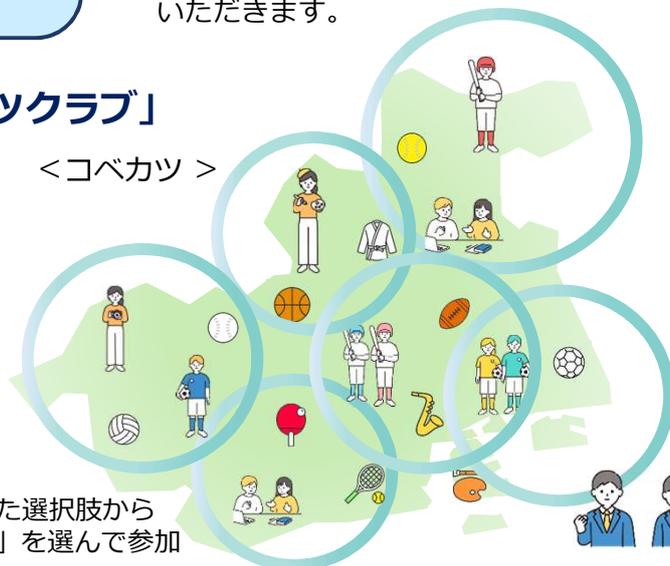
- 地域のスポーツ・文化団体をはじめとした幅広い団体が主体となり、中学校の施設を活用し、子供たちに活動の場を提供します。
- 活動団体は登録制とし、神戸市教育委員会に申請し、審査・登録を経て活動します。
- 「コベカツ」の各クラブの運営に必要な最低限の費用は、原則として各家庭にご負担いただきます。

### ●校区を越えて参加できる「コベカツクラブ」

<これまでの学校部活動>



<コベカツ>



原則として生徒は各校の種目から選択

新種目を含めた選択肢から「やりたいこと」を選んで参加



## ●部活動と「コベカツ」の違い

	部活動	「コベカツ」
運営主体	学校	地域の様々な団体（登録制）
指導者	教員、部活動指導員	多様な人材、希望する教員(兼職兼業)
参加者	当該校の生徒	生徒等（参加範囲を柔軟に設定）
活動場所	学校施設	学校施設、地域の諸施設
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険等



## 「コベカツ」開始までのスケジュール



※部活動の終了時期について一部の種目では柔軟に対応

## 「コベカツ」にかかわってみませんか？

コベカツの活動団体（コベカツクラブ）として、地域のスポーツ・文化芸術団体、大学、保護者のグループなどの幅広いご参画をお願いします。3人以上のグループで申請いただけます。

例えば…



部活動のOBやOGグループ



保護者の有志



地域団体の有志



希望する教員のグループ

- これまでの部活動の種目に限らずレクリエーション的な活動や、マルチスポーツ（複数種目）など、多様な活動に広がっていきます。
- 詳しくはホームページをご覧ください。



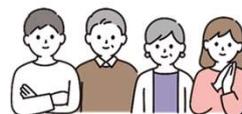
「コベカツクラブ」ってなに？  
中学生に何かを教えるの？  
なんだか難しそう・・・

経験のある方がスポーツや文化活動を指導することだけではなく、趣味などを一緒に楽しむような活動も含まれます。お気軽にご検討ください。



毎日教えるの？何か資格はいるの？

ご都合に合わせて日程を設定できます。資格は必須ではなく、活動にあたって一定の研修を受けていただく予定です。



それなら私たちにもできるかも！

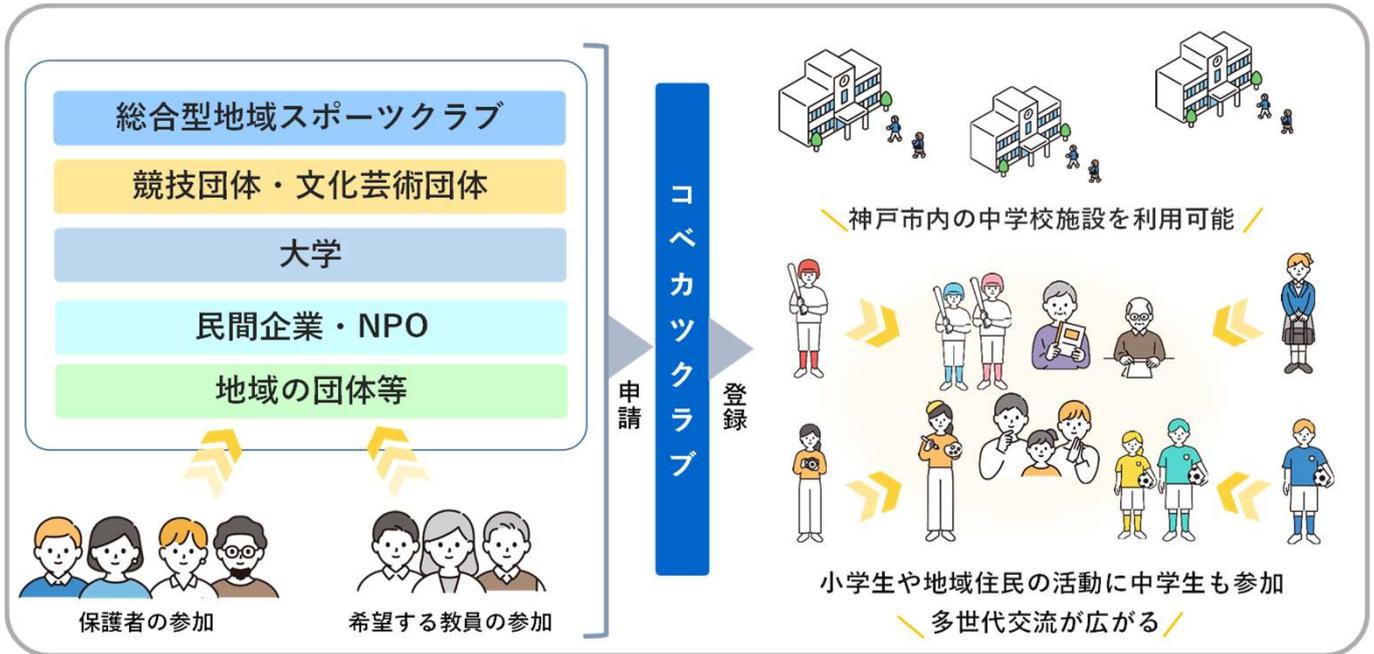
子供たちがワクワクするような活動となるよう取り組みを進めていきます。取り組み状況やよくある質問と回答（Q&A）は随時更新しますのでこちらをご覧ください。

神戸市教育委員会 児童生徒課



## 「コベカツクラブ」とは

コベカツの活動主体として、神戸市教育委員会の登録を経て活動する団体が「コベカツクラブ」です。



### ● 「コベカツクラブ」の活動

技術・技能向上を目指す活動から、運動機会の確保、多世代で趣味などを一緒に楽しむような活動まで、多様な活動に広がっていきます。

<コベカツの活動時間>



※平日夜間の活動も可能です。土日のみの活動も可能です。

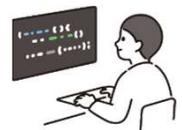
## 「コベカツクラブ」の登録申請について

### ①スタッフの配置

・団体の代表者は18歳以上（高校生は除く）とし、団体は3名以上で構成してください。

### ②研修の受講

・実際の活動にあたる前に、全スタッフに必ず研修（WEBを予定）を受講いただきます。（熱中症予防、ハラスメント防止、中学生への指導等、安全管理など）



### ③会費（指導者の報酬、消耗品費など）

・保護者に負担いただく会費は各活動団体が定めます。  
・学校施設を利用いただくことで、できるだけ低額の会費を設定してください。



### ④保険の加入

・生徒及び指導者には、万が一の事故等に備えて保険に加入いただきます。

### ⑤その他

・そのほか「コベカツクラブのあり方についての方針」に則って活動・運営を行ってください。

### ● 「コベカツクラブ」の募集（第1次募集）

- ・令和7年1月16日より、「コベカツクラブ」を募集します。（2月16日締め切り）
- ・登録申請は、ウェブページから必要事項を入力して行っていただきます。
- ・詳しくはホームページをご参照ください。



運動部顧問会を通じて顧問教員へ配布

## 部活動指導での体罰・暴言事案から

児童生徒課

肉体的、精神的な負荷  
や厳しい指導



体罰・暴言

- ◆ 体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されません

指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、  
「顔や頭をはたく」「尻を蹴る」「ボールやペットボトルを投げつける、当てる」も  
いけません。また、当たらなかったからといって許されるものではありません。



- ◆ ストレスが大きくなり過ぎると、部活のみならず、学校にも行きにくくなってしまったという事例があります。
  - ◆ 恐怖心にかられ、指導者の顔色ばかりを気にして、間違ったことや無理な指導にも従おうとすることで、過緊張状態が続き疲労が蓄積していきます。
  - ◆ 洗脳は、指導者の考えのみが正しいと思い込み、その意に従わないものを排除するなど、自分で考えたり判断したりできなくなってしまいます。
- △ 「頭や顔をはたく」等の行為は、指導者に体罰という認識がなく、けがをしなければよいとかスキップのようなものであると考えることはもってのほかです。

『暴言・罵倒』は指導ではありません

「あほ」「ばけ」「消えろ」「へたくそ」「いらん」「お前のせいで負けた」  
「まるで〇〇のようだ」…〇〇は体格や個別の特性や動物などが使われる

- ◆ 指導者が軽い気持ちで日頃から口癖のように発している言葉が、部員の人格を否定し、心を深く傷つけていることに気づかず、後に取り返しのつかない事態に発展することがあります。
- ◆ 指導者の暴言や罵倒を聞き続けている部員は、どこかで部員が誰かに発している可能性があります。

風通しのよい部活動を構築する

- 体罰等で被害を受けた部員が、声を上げられるようなチームの雰囲気ではなくてはいけません。また、他の部員や保護者も同様の認識をもてるよう、日頃から理解が得られるよう、コミュニケーションを図りましょう。
- 複数の顧問で指導している場合は、互いに指導の在り方を共有し、気になるところがあれば指摘し合えるような関係を構築しましょう。
- 体罰や暴言を見たり聞いたりしたときは、たとえ経験年数や立場が上位の教員であっても、すぐに管理職に報告しなければなりません。

## 神戸市中体連〇〇部

### 体罰根絶宣言

私たち神戸市中体連〇〇部指導者は、本宣言をもって、部活動の本質的な意義や価値に立ち返り、指導者の品位と信頼を確立するため、ここに、あらゆる体罰や暴言の根絶に向けた決意を表明する。

- 私たちは、〇〇を通して、スポーツは楽しくてやりがいのあるものであることを教えます
- 私たちは、成長途上の未来ある中学生を指導するという自覚をもち、安全や健康に最大限の注意をはらい、正しく指導します
- 私たちは、部員とのコミュニケーションを大切にし、一人ひとりの部員に寄り添い、発達段階に応じた指導をします
- 私たちは、部活動のあらゆる場面において、体罰や暴言を許さず、自らを戒めると共に、直面したときは誰に対しても毅然と注意します
- 私たちは、一方的・強制的な指導ではなく、部員が自ら考え課題に立ち向かえる、主体的な活動ができるよう支援します
- 部活動の主役は部員であり、私たちは、常に愛情をもって指導し、温かく成長を見守ります
- 私たちは、〇〇を通して、フェアな行動と精神の大切さを教えると共に、高い倫理観をもって、自らが模範となるよう行動します

体罰は学校教育法第 11 条によって禁止されています。社会全体で体罰や暴力行為、ハラスメント等を一掃しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、部活動における体罰事案が発生しています。

体罰を受けた部員や保護者が指導の一環として受け止めたり、容認していたとしても、それはまちがった認識であり、決して許される行為ではないことを指導者が自覚することはもちろん、部員や保護者が理解し、部活動内で共有することが大切です。

教職員、部活動指導員対象の安全な部活動・体育活動に関する動画研修の案内です。部活動指導員、中学校、義務教育学校は必修といたしますが、高等学校、特別支援学校は各校でご活用ください。

教委児第 493 号  
令和 6 年 6 月 7 日

中学校長  
義務教育学校長  
高等学校長  
特別支援学校長  
各位

児童生徒課長

## 安全な部活動・体育活動に関する動画研修について

これまで当該研修は参集型の研修を実施していましたが、働き方改革等の観点から実施方法を見直し、教職員、部活動指導員を対象に「安全な部活動・体育活動」に関する動画研修を実施します。下記をご参照の上、ご対応をお願いします。

### 記

1. 視聴期間 令和 6 年 6 月 7 日（金）～令和 6 年 7 月 31 日（水）
2. 動画内容
  - ①部活動指導員について（神戸市教委） ※約 20 分
  - ②安全管理について・特別支援生徒の指導員について（神戸市教委） ※約 20 分
  - ③熱中症予防（日本スポーツ協会） ※約 17 分
  - ④ハラスメント防止のために（日本スポーツ協会） ※約 50 分
3. 配信方法
  - ㊦KICS 研修説明会システムにて配信【研修 ID：24000285】
  - ㊧YouTube 限定公開にて配信 ※GIGA 端末では視聴できません  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWZPvEsOB3PZUAFxTp30Tg2KZ3kiRP9Fu>
4. 対象
  - ・教職員（全部活動顧問、その他校長が必要と認めた教職員）
  - ・すべての部活動指導員（外部顧問・外部支援員・高等学校の外部指導員）
5. 受講方法
  - ・【教職員】㊦より動画を視聴してください。※KIIF 端末のない方は㊧で
  - ・【部活動指導員】㊧より動画を視聴してください。
6. 受講報告
  - ・【教職員】「研修レポート」については各校の裁量とします（提出不要）。
  - ・【部活動指導員】「研修レポート」を管理職に提出する。
  - ・【管理職】KICS 調査票「安全な部活動・体育活動に関する動画研修\_実施報告書」に必要な事項を記入の上、送信。回収した研修レポートを文書メールにて担当まで提出（8/30ㄹ切）。
7. 注意事項
  - ・動画研修の受講にあたり、部活動指導員は2 時間の勤務とみなします。
  - ・各動画の時間を確認し、計画的に視聴するようにしてください。一度にすべての動画を視聴する必要はありません。③熱中症予防の動画については、できるだけ早い時期に視聴するようにしてください。



【担当】児童生徒課：高月  
電話：078-984-0728

全教職員対象のコンプライアンスに関する動画研修の案内です。

教委研第73号  
令和6年5月2日

学校長 各位

教職員研修所副所長

## 令和6年度コンプライアンスに関する動画研修について

全教職員を対象に「コンプライアンス」についての動画研修を実施します。下記をご参照のうえ、ご対応をお願いします。



- 視聴期間 令和6年5月2日（木）～令和6年7月31日（水）  
視聴時間約11分
- 配信方法 ① KICS 研修説明会システムにて配信【研修ID：24000094】  
② YouTube 限定公開にて配信 ([https://www.youtube.com/embed/i4CR62\\_h920?rel=0](https://www.youtube.com/embed/i4CR62_h920?rel=0))
- 対象 全教職員

分類・基準	職種	受講方法
① 正規教職員（調理士、管理員等労務職を含む）、再任用教職員、任期付教職員、臨時的任用教職員（常勤講師等）		KICS 研修説明会システムでの動画にて受講
② 生徒に関わる機会が多く一人で対応する場面のある会計年度任用職員等	・非常勤講師（時間講師を除く） ・学習指導員 ・特別支援教育支援員 ・学校司書（拠点校で受講）	KIIF 端末等から動画にて受講 （動画受講が難しい場合は資料渡し）
③ ②の基準に該当するが、勤務時間の制約等から受講が難しい教職員	・時間講師 ・部活動指導員（職種校種を問わず全ての部活動指導員）	原則、動画視聴  動画受講が難しい場合は資料渡し
④ 上記①～③を除く、全職員 （例）スクールサポートスタッフ、人材派遣管理員、生徒指導支援員、各種ボランティア等		

○動画視聴後は事後課題にある「内容チェックシート」を管理職へ提出してください。

- ※1：KIIF 端末を所有し KICS にアクセスできる教職員は、受講履歴に記録しますので、必ず KICS 研修説明会システムから動画を視聴してください。
- ※2：YouTube 限定公開動画については GIGA 端末では視聴できませんので、その他の端末をご利用ください。
- ※3：動画視聴による受講を原則としますが、難しい場合は添付の資料を配布の上、対象者に内容を理解いただくようご対応ください。

4. 受講報告 ※以下の手順で報告してください。

- ① 動画の視聴完了後、受講対象者からチェックシートを回収。（回収をもって受講確認としてください。）
- ② KICS 調査票にある「コンプライアンス動画研修\_実施報告書」に必要事項をご記入の上、送信してください。【 8月5日（月）締切 】

昨年度に引き続き、学校法務専門官によるコンプライアンスに関するテーマ別研修を実施します。  
申込について、KICS 調査票よりご回答をお願いします。

教委監第46号

令和6年5月27日

校長各位

監理室長

## 令和6年度 学校法務専門官による研修のご案内

### 1. 趣旨

コンプライアンス意識の醸成を目的として、昨年度に引き続き、学校法務専門官によるコンプライアンスに関する研修を実施します。

テーマについては、学校法務専門官が相談を受けることが多い学校で発生するトラブル等をベースに設定しています。是非、コンプライアンスについて学校全体で共通認識を持つ機会としてご活用ください。

### 2. 実施内容

- (1) 実施形式 学校法務専門官が学校を訪問して実施
- (2) 実施時期 7月16日(火)～2月28日(金)
- (3) 内 容 ①不当要求(保護者対応) ②体罰・不適切な指導 ③著作物の利用  
④学校事故 ⑤ハラスメント ⑥いじめ  
※6テーマから1つを選択(所要時間1時間以内)
- (4) 実施対象校 昨年度実施していない学校及び実施を希望する学校  
※昨年度実施していない学校は必ずお申込みください。  
※申込多数の場合、実施を希望する学校については、ご希望に添えないことがあります。
- (5) 受講対象者 実施校にてフルタイムで勤務する教職員(校長、教頭は必ずご出席ください)  
※非常勤講師や各種支援員、スクール・サポート・スタッフ等も可能であれば受講してください。
- (6) 回答方法 本通知の調査票から申込みの有無等についてご回答ください。  
回答期限: 6月6日(木) 17:00  
※お手数をおかけいたしますが、申込を行わない場合も回答をお願いします。  
※実施希望日を5日ご回答ください。希望日のうち、昨年度未実施校は1日以上、昨年度実施した学校は3日以上、夏休み期間以外の日程を記載してください。
- (7) 実施決定 6月末を目途にKICS通知・回答機能にてご連絡します。
- (8) 実施にあたってのお願い  
研修ではパワーポイントを使用しますので、プロジェクターの設置(HDMIケーブルを含む)。PCは不要)及び会場のご準備をお願いします。  
※円滑な研修実施のため、職員室以外で会場のご用意をお願いします。

# ひとりなやで悩んでいませんか？

24時間じかんいつでもむりょう無料でそうだん相談できます

電話

こなや そうだん  
こべっ子悩み相談



0120-155-783

LINE・Web

こなや そうだん  
ひょうごっ子SNS悩み相談



ひょうごっ子 SNS 悩み相談



## ともだち 友達のこと

ケンカしちゃった…いじめられたよ…  
なまはす 仲間外れにされたよ… SNS に悪口が…

## かぞく 家族のこと

かぞく たた こま  
家族に叩かれて困っているよ…  
かぞく わたし  
家族が私のことをわかってくれない…  
かぞく せわ  
家族のお世話がしんどいよ…

## せんせい 先生のこと

せんせい たた  
先生に叩かれたよ…  
からだ さわ いや  
体に触られて嫌だったよ…  
せんせい わ  
先生に分かってほしいのに…

## じぶん 自分のこと

べんきょう しんろ  
勉強、進路、どうしよう…  
がっこう い  
学校に行けない、行きたくない…  
ぶかつ なや  
部活のことで悩んでいる…  
からだ き  
体のことで聞いてほしい…

## ひとり なや 一人で悩まないで！

なや しんばい こま  
悩みごと、心配ごと、困っていること、なんでも相談してください。名前は言わなくてもかまいません。

ひみつ まも かぞく せんせい そうだん  
秘密はきちんと守ります。家族や先生に相談しにくいことでも、ゆっくりと聞かせてください。

ひとり なや かんが  
一人で悩まないで、いっしょに考えましょう。

がっこう そうだん  
学校に相談しにくいこと・どこに相談すればいいかわからないことは



こうべし こま  
神戸市 お困りごとポスト



# ひょうごっ子SNS悩み相談

## ひとりで悩みを抱え込まないで！

- ・LINE・Webで悩みを相談できる窓口が開設されています。
- ・兵庫県内の児童生徒のための相談窓口です。
- ・たくさんの方が相談しています。気軽に相談してね。

- 〔相談期間〕 通年(365日)  
〔相談時間〕 ・17:00～21:00(相談受付は20:30まで)  
〔学校連絡機能〕 ・「学校へ伝えてほしい」書込み窓口は24時間受付

※詳しくは、友だち登録をして“注意してほしいこと”ボタンを押して確認してね。  
※必要な情報(学校名・クラス等)を入力することで、学校へその情報を伝えることができます。(24時間受付、窓口から学校へあなたの名前を出さずに連絡します)

### LINE を使って利用する人へ

右のQRコード(二次元コード)を読み取って、友だち登録をして使用して下さい。

※昨年度登録した人は、新たに登録をしなくても継続して相談できます。



### パソコンで利用する人へ

スマートフォンを持っていない人や、スマートフォンでLINEを使っていない人は、

<https://pref-hyogo.coco-chaport.jp/>

を入力するか、QRコードを読み取ることができる場合は、右のコードを読み取り、登録をして下さい。



## 体罰等根絶のためのチェックシート（教職員用）

体罰等を根絶するためには、自分自身の体罰に関する認識を再認識したり、児童生徒への指導の在り方を見直したりすることが重要です。年に数回チェックシートを活用し、行動を振り返ってみましょう。

【自己評価 4:よく当てはまる 3:ある程度当てはまる 2:あまり当てはまらない 1:全く当てはまらない】

チェック項目		自己評価			
		4	3	2	1
1	児童生徒に対して、強く指導しなければならない時に、自分の感情の状態に気をつけている。				
2	児童生徒に問題が起こった時は、必ず原因や理由(背景)を確認している。				
3	児童生徒や保護者が理解を示しても、体罰、セクシュアル・ハラスメントは許させるものではないと思っている。				
4	児童生徒が何か問題を起こしてしまったとき、反射的に対応してしまうことがある。				
5	児童生徒の問題行動に対しては、複数で対応するようにしている。				
6	指導がうまく行かなかった場合、原因を児童生徒のせいにせず、自分の指導について反省し、指導方法を改善することができる。				
7	一部の児童生徒の問題に、学級全員や部活動の部員等に連帯責任をとらせたりする指導方法は、ふさわしくないとと思う。				
8	他に教職員がいない場合、言葉や行動の仕方に油断が出てしまうと感じることがある。				
9	部活動等で、結果を出すことは大切だが、児童生徒の発達段階を踏まえ、部活動の意義を含めて指導している。				
10	体罰、ハラスメントを行っている同僚を目撃したら、すぐに止めることができる。				
11	体罰、ハラスメントを確認したら、速やかに管理職に報告・相談することができる。				
12	イライラしている時や興奮してしまった時に、うまく気分転換をしたり、感情を抑えたりすることが苦手だと思う。				
13	発達に特性のある児童生徒への効果的な指導について、理解しようと心がけている。				
14	体罰、ハラスメントをせず、毅然とした態度で指導することができる。				
15	指導上の悩みを管理職に気軽に言えたり、同僚に相談することができる。				
16	服務についての研修を受けたり、管理職から不祥事防止について話を聞いてもいつものことと受け流してしまうことがある。				
17	時代とともに変わる、人権尊重の感性を磨く努力をしようと心がけている。				
18	児童生徒の問題行動を教職員へのサインとして受け止め、誠意をもって相談できる。				
19	体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対にいけないということを理解している。				
20	このチェックリストをしている時に、素直に（真剣に）自分を振り返ることができていない自分がある。				

神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱 新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

改正案	現行
<p>・第1条 略</p> <p>・第2条 (委員)            検討委員会に参加する委員は、<u>次に掲げる者のうちから</u>、教育長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者            (2) 兵庫県弁護士会            (3) スクールカウンセラー            (4) スポーツ指導者            (5) <u>神戸市立学校園</u></p> <p>(6) <u>神戸市PTA協議会</u></p> <p>2 <u>前項により</u>委嘱する委員の人数は、12名程度とする。</p> <p>(委員長の指名等)            第3条 略</p> <p>2 委員長は、<u>検討委員会会議</u>の進行をつかさどる。</p> <p>3 教育長は、<u>委員長にやむを得ない事情</u>があるときは、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。</p> <p>(検討委員会の開催)            第4条 検討委員会の開催は隔年開催とする。</p> <p>2 委員長は体罰に関して臨時の検討委員会を開催する必要がある時は、<u>検討委員会を所管する</u></p>	<p>・第1条 略</p> <p>・第2条 (委員)            検討委員会に参加する委員は、教育長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者            (2) 弁護士            (3) スクールカウンセラー            (4) スポーツ指導者            (5) 神戸市立小学校校長会・神戸市立中学校校長会・神戸市立高等学校校長会・神戸市立特別支援学校校長会</p> <p>(6) 神戸市立小学校PTA連合会・神戸市立中学校PTA連合会・神戸市立高等学校PTA連合会</p> <p>2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、12名程度とする。</p> <p>3 委員の任期は、委嘱を受けた日から、その翌年度の末日までとする。</p> <p>4 (5)、(6)に定める委員については、代表者に変更があった場合は、改めて委員を委嘱するとともにその任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長の指名等)            第3条 教育長は、委員の中から委員長を指名する。</p> <p>2 委員長は、会の進行をつかさどる。</p> <p>3 教育長は、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。</p> <p>(検討委員会の開催)            第4条 検討委員会の開催は隔年開催とする。</p> <p>2 委員長は体罰に関して臨時の検討委員会を開催する必要がある時は、検討委員会を所管する</p>

部長に検討委員会の開催を要請できる。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、あらかじめ議題において、次のいずれかに該当する場合、教育長は、会議を非公開で開催することを決定する。

(1) 略

(2) 略

2 略

附 則

この要綱は、平成25年5月31日より施行する。

附 則 (平成27年7月1日一部改正)

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月30日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年4月1日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則 (令和7年4月1日一部改正)

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会施行細目は廃止する。

部長に検討会の開催を要請できる。

(検討委員会の公開)

第5条 検討委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例(平成13年神戸市条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。

(2) 検討委員会を公開することにより公正かつ円滑な検討委員会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 検討委員会の傍聴に関しては必要な事項は、教育長が別に定める。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の開催に必要な事項は、検討委員会を所管する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月31日より施行する。

附 則 (平成27年7月1日一部改正)

この要綱は、平成27年7月1日より施行する。

附 則 (平成29年3月30日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月30日一部改正)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年4月1日一部改正)

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会傍聴要領 新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱第<u>5</u>条第2項の規定に基づき、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会（以下「<u>会議</u>」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 <u>会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。</u></p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 <u>会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、これを着用しなければならない。</u></p> <p>(傍聴章)</p> <p>第4条 <u>傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に、名前及び連絡先を記入することにより交付する（但し、連絡先の記入は任意とする。）。</u></p> <p><u>2 所定の時間に定員を超えない場合は、受け付けた者に傍聴章を交付する。前項に拘わらず、所定の時間に定員を超えた場合は、受け付けた者の中から抽選を行い、抽選の結果により傍聴章を交付する。</u></p> <p><u>3 傍聴章を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会開催要綱第4条第2項の規定に基づき、神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会（以下「<u>検討委員会</u>」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。</p> <p>(傍聴席の区分)</p> <p>第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。</p> <p>(傍聴の手続)</p> <p>第3条 検討委員会を傍聴しようとする者は、傍聴章（様式第1号）の交付を受け、これを着用しなければならない。</p> <p>2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。</p> <p>(傍聴章等の交付)</p> <p>第4条 傍聴は、会議の当日、所定の時間及び場所で、傍聴整理簿（様式第2号）に住所、名前及び電話番号等を記入することにより受け付ける。所定の時間に定員を超えない場合は、受け付けた者に傍聴章を交付する。所定の時間に定員を超えた場合は、受け付けた者の中から抽選を行い、傍聴章を交付する。</p> <p>(通用期日)</p> <p>第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。</p>

(傍聴章等の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき傍聴章を返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて会議を傍聴する者の定員は20人以内とする。

2 前項の規定に拘わらず、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な会議の進行を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序

(傍聴章の交付を受けて検討委員会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて検討委員会を傍聴する者の定員は20人以内とする。

2 前項の規定に関わらず、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 検討委員会の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、検討委員会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 検討委員会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、検討委員会を所管する部長の許可をえたときは、この限りではない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、検討会の秩

を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に検討委員会を所管する部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局職員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて神戸市教育委員会事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要領に違反するときは、委員長は、これを是正するよう命じ、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則 (平成25年5月31日決裁)

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日決裁)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、検討委員会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に検討委員会を所管する部長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、検討委員会を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局職員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則 (平成25年5月31日決裁)

この要領は、平成25年5月31日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日決裁)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日決裁)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。